

## 第 414 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 2 年 7 月 10 日（金） 午後 3 時 59 分から午後 4 時 24 分

2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用第 4 会議室

3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

### 4 議事録

都留会長 それでは定刻になりましたので、ただ今から第 414 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。まず本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

課長補佐 本日は委員定数 18 名のうち、18 名がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数を満たしておりますことをご報告します。

都留会長 次に審議会委員の異動について事務局から報告をお願いします。

課長補佐 ご紹介いたします。穂岐山委員が退任され、後任として本年 6 月 8 日付けで加藤仁委員が審議会委員に就任されました。また新井委員が退任され、後任として本年 6 月 22 日付けで澤登祐子委員が審議会委員に就任されました。

都留会長 続いて私からごあいさつ申し上げます。

会長の都留でございます。

今年は例年と異なりまして、新型コロナウイルス感染症により、経済・雇用が影響を受ける中で、これをふまえた議論になるかと思えます。例年と違って手作り感満載なシールドがこの辺にあるので顔がほとんど見えないという、正面しか見えませんが、微妙な表情は気を付けながら進めていきたいと思えます。

最低賃金に関して世間の注目も年々集まっております。

今年度は例年以上に難しい判断を迫られることになるかと存じますが、私も極力円滑な議事進行に努めたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は令和 2 年度最初の審議会となりますので、今年度異動のあった事務局の職員の紹介をお願いいたします。

賃金課長 本年 4 月 1 日付けで賃金課長を拝命しました高橋でございます。よろしくお願いいたします。私のほうから事務局で異動があった職員についてご紹介をさせていただきます。まず主任賃金指導官齋藤でございます。

|         |   |
|---------|---|
| 主任賃金指導官 | 齋藤でございます。よろしくお願ひします。  |
| 賃金課長    | 続きまして課長補佐津守でございます。  |
| 課長補佐    | よろしくお願ひいたします。   |
| 賃金課長    | それから、最低賃金係長佐藤でございます。  |
| 最低賃金係長  | よろしくお願ひします。   |
| 賃金課長    | 今年1年間どうぞよろしくお願ひいたします。   |
| 都留会長    | ありがとうございます。それでは議事を進めてまいります。<br>まず本日の議事録の署名担当ですが、公益委員は私が、労働者側委員は大島委員、使用者側は井上委員にお願ひいたします。<br>それでは議事(1)の東京都最低賃金の改正決定の諮問に入らせていただきたいと思います。本日東京労働局長より、東京都最低賃金の改正決定について諮問をされるとのことですので、局長お願ひいたします。  |
| 局長      | よろしくお願ひいたします。   |
| 都留会長    | では事務局から諮問文を配付してください。  |
| 主任賃金指導官 | それでは各委員に諮問文をお配りします。   |
| 都留会長    | 行き渡りましたか。それでは諮問文の朗読をお願いします。   |
| 主任賃金指導官 | それでは諮問文を読みあげます。<br>東労発基 0710 第 1 号<br>令和 2 年 7 月 10 日<br>東京地方最低賃金審議会会長殿<br>東京労働局長土田浩史<br>最低賃金の改正決定について(諮問)<br>最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、東京都最低賃金(昭和 55 年東京労働基準局最低賃金公示第 8 号)の改正決定について、貴会の調査審議を求める。   |
| 都留会長    | ありがとうございます。それでは、土田労働局長よりごあいさつをお願ひいたします。   |
| 労働局長    | 東京労働局長の土田でございます。<br>本日は大変お忙しい中、東京地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。<br>ただ今、東京都最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。本年度もご審議のほどよろしくお願ひ申しあげます。<br>本年 6 月 3 日に開催されました政府の全世代型社会保障検討会議におきましては、『より早期に全国加重平均 1,000 円をめざす』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守るこ |

とが最優先課題である。」との政府としての考え方が示されたところでございます。こういった考え方を踏まえまして地方の最低賃金審議会におきましても審議が続けられるという状況でございます。

これから例年暑い中、大変熱心に審議をいただくところではございますけれども、こういったコロナウイルスの対応も含めまして、しっかり感染防止対策も施しながらということで、異例の審議にはなりますけれども、改めてご熱心な審議をお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

都留会長

ありがとうございます。では諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているようですので説明をお願いします。

賃金指導官

お手元に配付されております資料のうち、資料ナンバー1から6についてご説明させていただきます。

まず資料ナンバー1をご覧ください。今年6月26日に中央最低賃金審議会第1回小委員会で配付された資料になります。簡単にご説明いたします。

6ページから34ページまでは全国統計資料であり、6ページには、主要指標であるGDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率の推移が掲載されています。7ページには求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、現金給与総額の指数が掲載されています。8ページは有効求人倍率の推移です。10ページ以降は、賃金・労働時間数の推移、17ページ以降は、春季賃上げ妥結状況の結果です。19ページ以降は、夏季賞与・一時金妥結状況、20ページは消費者物価指数の推移、21ページは地域別最低賃金額の未満率及び影響率の推移、22ページは賃金構造基本統計調査の集計に基づいた未満率及び影響率の推移、23ページ以降は全国加重平均の地域別最低賃金額と短時間労働者との賃金水準との比率、26ページ以降は、DI及び収益です。33ページ以降は、労働生産性の推移となっております。

続きまして35ページから45ページまでは都道府県別の統計資料です。36ページには都道府県ごとの県民所得、標準生計費、有効求人倍率、賃金・労働時間、消費者物価指数、労働者数等が掲載されております。

37ページは有効求人倍率の推移、38ページは失業率の推移、39ページ以降には、賃金・労働時間の実情と推移、41ページは消費者物価指数の推移、43ページ以降には常用労働者数等の推移が掲載されております。

続きまして46ページ以降は業務統計資料になります。47ページは令和元年度の地域別最低賃金の審議結果状況になります。48ページは目安と改定額の推移です。49ページは効力発生日の推移、50ページは全

国及びランク別の加重平均額と引上げ率、51 ページは最低賃金の最高額と最低額の比率の推移です。52 ページは最低賃金引上げ率の推移、53 ページは最低賃金に関する監督指導結果が掲載されております。

続きまして資料ナンバー2 をご覧ください。この資料は東京都と全国の労働経済関係資料になります。毎月勤労統計資料等の資料に基づきまして、事務局で編集したものになります。55 ページのその1 ですが、その1 は雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料になります。56 ページのその2 は、工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の状況といった雇用を取り巻く経済環境に関する資料になっております。資料の出所につきましては、各表の一番下の欄に掲載しております。上段が27年度以降の年平均を示しています。中段が昨年(2020年)の1月以降の各月の数値を示しております。

続きまして資料ナンバー3、57 ページをご覧ください。2020年春季賃上げ要求妥結状況について、都内の民間労働組合を対象に、東京都産業労働局から7月2日に発表された6月25日現在の資料です。58 ページは産業別規模別の要求状況です。59 ページは、過去10年間の要求・妥結状況の結果です。

続きまして資料ナンバー4、61 ページをご覧ください。厚生労働省は中小企業と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しており、その関係資料になります。業務改善助成金につきましても、昨年までは企業規模が30人以下の企業が対象でしたが、対象事業場規模を100人までに拡大いたしました。またコースにつきましても、従前は30円コースしかございませんでしたが、30円以外のコースも新設されたのが特徴となっております。

続きまして資料ナンバー5、働き方改革推進支援センターにつきましても、中小企業の事業主等からの賃金引上げに向けた経営労務管理に関する相談に対して、専門家による無料相談をワンストップで支援するセンターとなっております。

続きまして、資料ナンバー6、65 ページをご覧ください。令和元年度の地域別最低賃金改定状況の一覧となっております。東京は目安と同じ28円の引上げとなり、1,013円となりました。発効日は10月1日、全国加重平均は、901円となっております。私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。それでは駆け足でしたが資料ナンバー1から6までについて、何かご質問ご意見等があればお願いいたします。

よろしいですか。特に無いようですので、この資料につきましてもはこういうことで承りました。

審議会として諮問をお受けいたしましたので、東京都最低賃金の改正決定について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続きについて事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長

関係者の意見聴取にかかる手続きについてご説明いたします。

最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合につきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項によりまして、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととされており、このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することになります。

この意見書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日は本日、令和 2 年 7 月 10 日、意見書の提出期日につきましては令和 2 年 7 月 27 日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

都留会長

ありがとうございます。また今後、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続き等について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長

引き続き専門部会委員の任命等の手続きについてご説明申し上げます。

専門部会の委員につきましては、最低賃金法第 25 条第 3 項及び最低賃金審議会令第 6 条 1 項により公・労・使委員各 3 名、委員数 9 名以内とされております。

公益代表委員につきましては東京労働局長が任命し、労働者代表及び使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて東京労働局長が任命することになっております。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日、令和 2 年 7 月 10 日、締切りは令和 2 年 7 月 27 日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

都留会長

今の説明で労使の委員の皆様よろしいでしょうか。労働者側よろしいですか。使用者側よろしいですか。ありがとうございます。

次に最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について、委員の皆様にお諮りいたします。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされています。当審議会では全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についても、この規定を適用したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは今年度の東京都最低賃金専門部会について、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項を適用することといたします。

賃金課長

続きまして議事(2)「その他」に入ります。事務局からお願いします。

最低賃金に関する要請書が2件提出されておりますので、ご紹介をさせていただきます。まずお手元にお配りしております、参考資料をご覧くださいと思います。

まず1ページ目になりますが、日本労働組合総連合会東京都連合会から2020年4月30日付け文書によりまして、東京地方最低賃金審議会会長及び東京労働局長あてに提出された、『2020年度最低賃金に関する要請書』になります。

内容としましては1点目が、今年度の東京都最低賃金の改定について、時間額1,500円をめざし、全国平均が1,000円以上となるように引上げ額の審議をすること。

2点目は同一産業内の賃金格差是正をめざす目的意義を持つ特定(産業別)最低賃金を存続させることを求める旨の要請となります。

続きまして3ページ目になります。東京春闘共闘会議から2020年6月15日付け文書によりまして、東京労働局長あてに提出された『全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1,500円の実現。東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書』になります。内容は1枚めくっていただいた4ページ目になります。

1点目は全国一律最低賃金制度を実現し、どこでも時間額1,500円を実施すること。

2点目は東京において今すぐ時間額1,500円とすること。そのために必要な中小企業支援を拡充すること。

3点目、東京地方最低賃金審議会委員の推薦者の選考経過を明らかにするとともに公正な選出をすること。

4点目、東京で暮らす最低賃金ラインの生活実態について、公開された最賃審議会での意見陳述を行うこと。

5点目、今年度の審議会スケジュールを明らかにするとともに、専門部会の全面公開を含め、すべての審議を全面公開するよう労働局から審議会に対し要請をすること。

最後に6点目です。労働局から審議会に対し、全国の最賃審議会での意見陳述の実施や公開状況、欧米諸国や韓国における最低賃金の動向を資料提供すること。また審議会においては東京春闘共闘会議が用意する最低生計費調査等の資料についても討議材料とすること。これらを求める旨の要請となります。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。2件の要請書、日本労働組合総連合会東京都連合会並びに東京春闘共闘会議の要請書の説明がありました。委員の皆様

様におかれましては、この要請書の内容をご確認お願いいたします。事務局から何かほかにごございますか。

賃金課長

次回の本審におきましては、目安の伝達を予定しております。開催日時につきましては、後日事務局よりご連絡をさせていただきます。皆様方のご出席をよろしくお願いいたします。以上でございます。

都留会長

他に特に労使の方、何かご意見等ございますか。よろしいですか。使側もよろしいですか。それでは本日はこれにて終了といたします。お疲れさまでした。